

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（学科）」を開催いたします！！

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則が改正され、テールゲートリフターの操作の業務に労働者をつかせるときは、労働安全衛生法第59条第3項の規定による特別教育を行わなければならないことになりました。（令和6年2月1日施行）

この改正は、運送事業者だけでなく、貨物自動車への荷役作業を行うすべての事業者が対象となります。当協会では、この特別教育を下記のとおり開催いたしますので、是非、この機会に受講されますようご案内申し上げます。なお、本講習は学科教育のみとなりますので、実技教育（2時間）は各事業場において実施してください。（各事業場において実技教育を行えるよう実技教育のポイントについて、本講習内でご説明いたします。）

記

1. 日 時 令和5年12月19日(火) 8時30分～12時50分
2. 場 所 奈良新聞社 西館3階会議室 奈良市法華寺町2番地4
(近鉄新大宮駅下車 北へ徒歩10分、会場に駐車場はございません)
3. 定 員 48名(先着順、15名以下の場合は実施いたしません)
4. 受 講 料 会 員 8,690円(税込・テキスト代を含みます)
会員外 9,790円(税込・テキスト代を含みます)
5. 講習科目及び講習時間(テキストは当日に配布します)

講 習 科 目	講 習 時 間
テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
関係法令	0.5時間

・科目の省略講習は、行いません。

・受講された方には「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（学科）」の修了証を交付いたします。

○申込方法等の詳細は、(公社)奈良県労働基準協会のホームページをご参照ください。

奈良県労働基準協会 **検索**

○問合せ先 公益社団法人 奈良県労働基準協会 TEL:0742-36-2040 FAX:0742-36-5715

(テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 (学科)) 受講申込書

受講希望日	12月19日 実施分		※受付番号		
ふりがな 氏名					写真添付 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>のりづけ 3.0cm × 2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上 三分身正面脱帽、 無背景のもの。 裏面に氏名記入</p> </div>
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲んでください) 有 / 無				
併記を希望する氏名又は通称					
生年月日	昭和	平成	年	月	
現住所	〒 _____		確認者印	※担当者	印
	TEL ()		携帯TEL ()		※管理者
勤務先	事業場名	部課名		TEL ()	FAX ()
	所在地	〒 _____		担当者名	
郵送	<input type="checkbox"/> 受講票・修了証の送付先 <input type="checkbox"/> 勤務先住所	いずれかに☑してください <input type="checkbox"/> 受講者住所			
申込日	令和	年	月	日	

奈良労働局長登録教習機関
公益社団法人 奈良県労働基準協会 殿
 〒630-8113 奈良市法蓮町163番地の1
 TEL0742-36-2040

銀行送金の場合
 南都銀行 大宮支店
 普通預金 No.322116
 公益社団法人 奈良県労働基準協会

- (注) 1. 太枠内は必ず記入してください。
 2. 氏名・現住所は、楷書で正確に記入してください。なお、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲んでください。併記を希望される場合には、希望される氏名又は通称を記入してください。
 3. 申込時、受講者本人確認のため①運転免許証(写)②健康保険証(写、現住所記載のもの)③住民票又は住民票記載事項証明書(マイナンバーが記載されていないもの)④マイナンバーカード(写、表面のみ)⑤パスポート(写)⑥技能講習修了証(写)等を持参(郵送の場合、同封)してください。
 4. 旧姓を使用した氏名の併記を希望される場合、戸籍謄本もしくは抄本のほか、旧姓を併記した住民票、運転免許証(写)等を持参(郵送の場合、同封)してください。なお、通称の併記を希望される場合は、住民票又はそれに類する証明書を持参(郵送の場合、同封)してください。
 5. 運転免許証(写)・戸籍謄本等の確認書類は、返戻いたします。
 6. ※印欄は、記入しないでください。

本申込用紙に記載されている内容は、講習事業以外の目的では一切使用いたしません。